

地方自治法の規定に基づき定期監査等を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第 23 条の規定により、次のとおり公表する。

令和 4 年 12 月 26 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 吉 田 健 一

1 監査の実施期間

令和 4 年 10 月 27 日(木)から令和 4 年 12 月 26 日(月)まで

2 監査の対象部課等

市民協働部健幸保健課

3 監査の対象及び範囲

市民協働部健幸保健課の所管業務のうち、主として前回の定期監査実施基準日の翌日から令和 4 年 8 月までの財務等に関する事務事業の執行について

4 監査の方法

今回の監査に当たっては、財務事務が法律、条例、規則等に則り適正に執行されているか、市の事務が合理的かつ効率的に執行されているか等を主眼として実施し、関係書類を全部又は一部を抽出により検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取しました。

5 監査の着眼項目

今回の監査は、財務に関する事務執行の定期監査に加え行政事務全般について、適正かつ効率的、有効的に執行されているか否かの観点から行う行政監査も併せて行いましたが、主に次のような点について着目し実施しました。

- ① 予算執行が計画的かつ効果的に行われているか。
- ② 事務事業の執行及び管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- ③ 事務の執行は経済性、効率性、有効性が考慮されかつ合規的に行われているか。
- ④ 事務の決裁が適正に行われているか。

- ⑤ 各種の帳簿、証拠書類の記載内容等に整合性はあるか。
- ⑥ 収納した現金の管理が適正に行われているか。
- ⑦ 文書の管理が適正に行われているか。
- ⑧ 補助金が要綱等に則り、適正に執行されているか。
- ⑨ 委託業務等に係る契約事務が適正に行われているか。
- ⑩ 指摘事項及び注意事項は、是正又は改善がされているか。

6 監査の結果

一部において予算の執行、収入・支出事務及び資産管理等に直ちに是正及び改善を要する事項がありました。

この内、別添のとおり 13 件について文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正に処理を行うよう求めました。

検討改善事項

(健幸保健課)

1 調定について (局長指摘事項)

地方自治法第 231 条では、「普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。」、また、飯塚市会計規則第 31 条第 1 項では、「所属長は、歳入の調定をするときは (略) 調定伝票により調定命令権者の決裁を受けなければならない。」と規定されている。

しかしながら、令和 4 年度各種がん検診個人負担金について、受診者から徴収した本負担金を市の歳入として収納しているが、調定伝票の作成がなされていなかった。(収納件数 R4 年 6 月 : 4 件 7 月 : 2 件 8 月 : 1 件)

早急に調定伝票を作成し、調定命令権者の決裁を受けること。